

広島県内各市の中小企業支援制度の概要

広島市中小企業融資制度

http://www.assist.jp/city.hiroshima.jp/docs/shosai_ichiran.pdf

お問い合わせ先

広島市経済観光局産業振興部産業立地推進課 TEL082-504-2241 (公財)広島市産業振興センター-中小企業支援センター TEL082-278-8032 ただし、広島市中小企業協同組合融資の申込先は TEL082-277-6561

融資の種類	対象者	融資限度額	融資期間 (据置期間)	利率 (年)	
一般貸付	一般振興融資	一般資金 高度化資金 (県高度化資金貸付の対象となる資金)	運転・設備 7,000万円 対象事業費の10%	10年以内 (1年以内) 県高度化資金貸付の融資期間と同じ	2.10% 1.60%
	小規模事業融資	一般資金 小口零細企業資金	運転・設備 2,000万円 注) 小口零細は保証協会に別口の保証残高がある場合、その保証付融資残高を含めて2,000万円	10年以内 (1年以内) 10年以内 (6ヵ月以内)	1.60%
新事業支援	新分野進出支援融資		運転・設備 1億円 (うち運転資金は5,000万円以内)	運転 10年以内 (1年以内)、設備 10年以内 (3年以内)	1.40%
	創業支援融資	一般資金 創業チャレンジ・ベンチャー資金	運転・設備 2,000万円	10年以内 (1年以内)	1.40% 0.50%
貸付支援	特別融資	セーフティネット資金	運転 3,000万円	10年以内 (1年以内)	1.40%
	景気対策特別融資 ※取扱期間:平成31年3月31日まで		※セーフティネット資金(3-4号、危機関連保証)は設備資金も可	10年以内 (1年以内)	1.20%
	借換融資 ※取扱期間:平成31年3月31日まで		借換・運転 5,000万円 (運転資金は1,000万円以内)		2.10%
政策貸付	借換融資 (特別) ※取扱期間:平成31年3月31日まで		借換・運転 7,000万円 (運転資金は 2,000万円以内)	10年以内	
	特別融資	災害復旧資金 中山間地域・離島振興資金 (一般資金・特別資金) 環境保全資金 新成長ビジネス育成資金 障害者雇用支援資金 男女共同参画・子育て支援資金	運転・設備 7,000万円	10年以内 (1年以内)	1.20%
広島市中小企業協同組合融資 (広島市中小企業協同組合)		広島市中小企業協同組合に加入している市内中小企業者	運転・設備 手形貸付、手形割引とも1,000万円	7年以内	2.10%

呉市中小企業融資制度

<http://www.city.kure.lg.jp/soshiki/40/topics080410-0500.html>

お問い合わせ先

呉市商工振興課 TEL0823-25-3815

融資の種類	対象者	融資限度額	融資期間	利率 (年) 保証料は保証協会所定の料率	
経営安定資金	長期	長期の運転資金が必要なとき ※借換は、過去に貸し出した市融資制度資金で、金融機関・信用保証協会が認めた場合に限り。	運転 2,000万円	10年以内	1.80%
	短期	1年以内の短期資金が必要なとき	運転 1,000万円	1年以内	
季節資金 (要付) 夏季 6月1日～8月31日 年末 11月1日～12月30日	夏季・冬季に一時的な資金が必要なとき	中小企業者	運転 500万円	6ヵ月以内	1.60%
	連鎖倒産防止	取引先の倒産により運転資金が必要なとき	運転 1,000万円	10年以内	1.10%
災害復旧	災害等により受けた被害の復旧資金が必要なとき	中小企業者又は組合	運転・設備 1,000万円	10年以内	1.10%
	景気対策特別	景況悪化しているために運転資金が必要なとき	中小企業者	運転 2,000万円	10年以内
小規模事業資金	小規模事業者が小口資金をより有利な条件で必要なとき	小規模事業者従業員20人 (商業・サービス業は5人) 以下	運転・設備 2,000万円	10年以内	1.30%
創業支援資金	独立開業の資金が必要なとき	創業者又は創業後5年未満の中小企業者	運転・設備 3,500万円 (ただし、創業等関連保証を用いる個人、会社の創業時の融資額は自己資金の範囲内)	10年以内	1.10%
	ものづくり技術伝承資金	市内インキュベーション施設入居者が事業資金を必要とするとき	創業者又は創業後5年未満の中小企業者かつ市内インキュベーション施設入居者	運転 2,000万円	1.00%
職場環境改善資金	福利厚生、労働環境改善、ワークライフバランスの推進等のための資金が必要なとき	中小企業者又は組合	運転・設備 2,000万円	10年以内	1.15%
設備近代化資金	事業拡大等のために設備資金が必要なとき	中小企業者又は組合	運転 (ワークライフバランスのみ) 1,000万円 設備 5,000万円	10年以内	1.30%
公害防止資金	公害防止のための設備資金や運転資金が必要なとき	中小企業者又は組合	設備 3,000万円 組合 5,000万円	10年以内	1.80%
公害防止資金 (アスベスト対策)	アスベスト対策の資金が必要なとき	中小企業者又は組合	公害防止の運転・設備 1,000万円	10年以内	1.30%
商店街等振興資金	商店街の事業者や新規事業者が資金を必要とするとき	中小企業者又は組合	公害防止の運転・設備 2,000万円	10年以内	1.15%
借換支援資金	既往借入金の借換のための資金及び新たに運転資金が必要なとき	中小企業者又は組合	運転 1,000万円 設備 3,000万円	10年以内	1.30%
		市融資制度の借入金残高があり、経営環境によって経営の悪化を来しているが、その業況が回復する見込みがある中小企業者	5,000万円 (返済資金以外の運転資金は、1,000万円を限度額とする)	10年以内	1.10%

竹原市中小企業融資制度

<http://www.city.takehara.lg.jp/>

お問い合わせ先

竹原市産業振興課 TEL0846-22-7745

融資の種類	対象者	融資限度額	融資期間	利率 (期間) ※保証料は基本保証料率から10%低減した料率
竹原市中小企業融資制度	市内の中小企業者	運転 1,500万円、設備 1,500万円 ※運転資金及び設備資金を併用する場合は運転資金の区分を適用する	運転 7年以内、設備 7年以内	運転 7年以内 (6ヵ月据置期間含む)・1.80% (ただし1年以内及び信保付 1.20%) 設備 7年以内 (6ヵ月据置期間含む)・1.80% (ただし信保付 1.20%)

三原市中小企業融資制度

<http://www.city.mihara.hiroshima.jp/index.html>

お問い合わせ先

三原市商工振興課 TEL0848-67-6072

融資の種類	対象者	融資限度額	融資期間 (据置期間)	利率 (年)
中小企業融資	市内において事業を行う中小企業信用保険法 (昭和25年法律第264号) 第2条第1項第1号及び第1号の2に定める中小企業者であって次に該当する者 1. 市内に事業所を有し、1年以上同一事業を営んでいる者 2. 市税を完納している者	2,000万円以内	長期運転 3年超10年以内 (6ヵ月以内可) 設備 3年超10年以内 (6ヵ月以内可) 短期運転 3年以内 (6ヵ月以内可)	1.50% 1.00%
中小企業組合等融資	市内に事業所を有する中小企業等協同組合法等により設立された組合及びその構成員 (事業協同組合・企業組合・協業組合・商工組合・商店街振興組合・商店街振興組合連合会)	組合2,000万円以内、構成員1,000万円以内 ※原則として運転資金	7年以内	1年未満 1.80% 1年以上 2.0%

尾道市中小企業融資制度

<http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/>

お問い合わせ先

尾道市商工課 TEL0848-38-9182

融資の種類	対象者	融資限度額	融資期間 (据置期間)	利率 (年) (保証付) ※保証料は基本保証料率から50%低減した料率
尾道市中小企業融資制度	市内に事業所を有し、1年以上事業を営む、納税成績良好な中小企業者または事業協同組合等	運 転 普通貸付 会社・個人 1,500万円、事業協同組合等 1,800万円 小口貸付 会社・個人 500万円	7年以内 (6ヵ月以内)	短期 1.90% (1.50%) 以下 長期 2.10% (1.70%) 以下 短期 1.80% (1.40%) 以下 長期 2.10% (1.70%) 以下 2.10% (1.70%) 以下

福山市中小企業融資制度

<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>

お問い合わせ先

福山市経済環境局経済部産業振興課 TEL084-928-1040

融資の種類	対象者	融資限度額	融資期間 (据置期間)	利率 (年) (保証付)
経営安定資金	1. 市内で1年以上同一事業を営む組合等及び構成する中小企業者 2. 市内に1年以上住所を有する 3. 市税を完納している 4. 広島県信用保証協会の保証対象事業に該当する ※組合等は以下に該当するもの 事業協同組合・企業組合・協同組合・協業組合・商工組合・商店街振興組合・商店街振興組合連合会	5. 取引停止処分を受けていない 6. 信用保証協会の代位弁済による債務を負担していない 7. 返済能力を有する	運転 (長期) 1,500万円 運転 (短期) 1,000万円 設備 1,500万円	10年 (1年) 1年 (据置期間なし) 1.97% (1.67%) 1.77% (1.47%) 1.97% (1.67%)
	小規模事業資金	1. 常時使用する従業員が30人以下 (商業・サービス業は10人以下) 及び上記1～7 2. 中小企業振興条例により指定を受けた中小企業者又は組合等 及び 上記1～7	運転・設備 750万円 設備 3,000万円 (対象経費の80%以内)	10年 (6ヵ月) 15年 (3年)
工場移設資金	1. 創業予定者又は創業後5年未満の中小企業者 (分社化を含む) 2. 市内に1年以上住所を有する個人又は市内に本店を有する企業 及び 上記3～7	運転・設備 2,000万円	10年 (1年)	1.30% (1.00%)
中心市街地活性化特別資金 (平成32年3月31日まで)	1. 店舗の魅力を上向きさせるための新たな取り組み計画を作成し、その計画が適当である旨を商工会議所から認定を受けている 2. 中心市街地にて小売・飲食・サービス業など一般の消費者を顧客とする事業を営んでいる 及び 上記1～7	運転 中小企業者 1,500万円・組合等 4,000万円 設備 中小企業者 3,000万円・組合等 8,000万円 ※運転資金と設備資金を一つの融資として実行する場合は運転資金の融資期間を適用する	運転 10年 (3年)、設備 15年 (3年)	1.60% (1.30%)
産業団地企業立地資金 (平成32年3月31日まで)	1. 福山北産業団地、新市工業団地、箕沖産業団地 又は びんごエコ団地に事業所を新設又は移転する企業 2. 引き続き1年以上同一事業を営んでいる 及び 上記3～7	設備 2億円 (対象経費の65%以内)	15年 (3年)	1.60% (1.30%)

府中市中小企業融資制度

<http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/>

お問い合わせ先

府中市建設産業部産業振興課 TEL0847-43-7190

融資の種類	対象者	融資限度額	融資期間 (据置期間等)	利率 (年)
府中市中小企業融資制度	①市内に事業所又は住所を有し、1年以上同一事業を営んでいること ②広島県信用保証協会の保証対象業種であること ③市税を完納していること	運転 3,000万円 設備近代化 2,000万円 (特別な場合は3,000万円) 小口零細企業事業 750万円 (ただし、他の保証付き融資残高との合計額が1,250万円以内に限る)	10年以内 (6ヵ月以内を含む) 10年以内 (1年の据置期間を含む) 10年以内 (6ヵ月以内の据置期間を含む)	1年以内 1.80%以下 10年以内 2.10%以下 2.10%以下 1.70%以下

三次市中小企業融資制度

<http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp>

お問い合わせ先

三次市産業環境部商工労働課 TEL0824-62-6171

融資の種類	対象者	融資限度額	融資期間 (据置期間)	利率 (年) (保証付) ※保証料は創業等関連 年0.7%、その他 年0.45%～1.71%
三次市創業支援資金融資制度	【一 般】 事業開始後、1年未満の中小企業者またはNPO法人 【創業等関連】 市内で新たに事業を営もうとする者、又は市内に主たる事業所を有する創業後1年未満の中小企業者であり所定の要件に該当するもの・市税を完納している者	運転・設備 3,000万円 (一般と創業等関連を合わせた額) (創業等関連は1,500万円)	【一 般】 運転 10年以内 (1年以内を含む) 設備 10年以内 (3年以内を含む) 【創業等関連】 運転 10年以内 (1年以内を含む) 設備 10年以内 (1年以内を含む)	【運転】 2.1%以下 (1.2%以下) 【設備】 2.1%以下 (0.5%以下)
三次市小規模事業資金融資制度	・市内に主たる事業所を有する者 (NPO法人を含む) ・1年以上継続して同一事業を営んでおり、小規模事業者 (小規模事業資金融資)、中小企業者 (中小企業経営安定資金融資) の要件を満たす者 ・広島県信用保証協会の保証対象業種に該当する者 ・市税を完納している者	運転・設備 500万円	10年以内 (6ヵ月以内を含む)	1.4%以下
三次市中小企業経営安定資金融資制度		運転・設備 1,000万円		3年以下 2.2%以下 (1.8%以下) 3年以上 2.2%以下 (1.9%以下)

庄原市中小企業融資制度

http://www.city.shobara.jp/main/industry/shokogyo/cat04/post_573.html

お問い合わせ先

庄原市商工観光課 TEL0824-73-1178

融資の種類	対象者	融資限度額	融資期間	利率 (年) (保証付) ※保証料は0.32%～1.33%
庄原市中小企業資金融資制度	次に該当する中小企業者、協同組合等、NPO法人 ①市内で1年以上同一事業を営んでいること ②返済能力を有すること	③金融機関から取引停止処分を受けていないこと ④市税を完納していること	運転 中小企業者 協同組合等 1,000万円 設備 中小企業者 協同組合等、NPO法人 1,500万円 (※所要資金の70%以下) 設備の据置期間は、市内であること)	10年以内 1.9%

大竹市中小企業融資制度

<http://www.city.otake.hiroshima.jp/soshiki/somu/sangyoshinko/gyomu/1/145422376553.html>

お問い合わせ先

大竹市総務部産業振興課 TEL0827-59-2131

融資の種類	対象者	融資限度額	融資期間 (据置期間)	利率 (年) (保証付) ※保証料は信用保証協会所定の料率
大竹市中小企業融資	・大竹市税の納税成績が良好であること。 ・大竹市内で中小規模の事業を1年以上営んでいること。	運転・設備近代化 2,000万円	1年以内 (6ヵ月) 1年を超から10年以内 (6ヵ月)	1.00% (保証なし 1.50%)、1年超10年以内1.60% (保証なし 2.00%)

東広島市中小企業融資制度

<http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/>

お問い合わせ先

東広島市産業部産業振興課 TEL082-420-0921

融資の種類	対象者	融資限度額	融資期間 (据置期間)	利率 (年) ※保証料は信用保証協会所定の保険料率から20%の低減措置あり
一般融資	①市内に主たる事業所を有する中小企業者で、原則として引き続き1年以上同一事業を営んでいる者。 ②市税を完納していること。	運転・設備 2,000万円以内	短期 1年以内 (6ヵ月以内を含む) 長期 10年以内 (6ヵ月以内を含む)	短期 1.50% 長期 1.70%
特別融資 / 新事業促進支援資金	① 次のいずれかに該当し、事業拡大に伴い資金が必要な者。 (1) 株式会社広島テクノプラザ、広島起業化センタークリエイティブコア、東広島試作開発型事業促進施設若しくは東広島市新産業創造センターに現に入居している者又は過去5年以内に入居していた者。 (2) 市補助 (環境関連製品・技術等開発促進事業) を受けている者又は過去5年以内を受けていた者。 (3) 市のつくり優良企業表彰を過去5年以内を受けた者。	運転・設備 500万円以内 (一般融資と併用する場合は、合計金額が2,000万円以内)	短期 1年以内 (6ヵ月以内を含む) 長期 10年以内 (6ヵ月以内を含む)	短期 1.20% 長期 1.40%
特別融資 / 創業支援資金	① 中小企業者として市内に主たる事業所を設け、現に新たに事業を営もうとする者、又は市内に主たる事業所を有し、事業の開始の日から1年を経過しない中小企業者。 ② 市税を完納していること。	運転・設備 500万円以内 (一般融資と併用する場合は、合計金額が2,000万円以内)	10年以内 (12ヵ月を含む)	1.20%
特別融資 / 経営環境変化対応資金	① 一般融資の条件を満たすこと。 ② 最近3ヵ月の売上高が前年同期の売上高に比べて10%以上減少している者、又は、中小企業信用保険法第2条第3項第5号に該当し、かつ、同号に該当することについて市長の認定を受けた者。(取扱期間:平成31年3月31日)	運転 1,000万円以内 (一般融資と併用する場合は、合計金額が2,000万円以内)	10年以内 (12ヵ月以内を含む)	1.20%

廿日市市中小企業融資制度

<http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/25/12086.html>

お問い合わせ先

廿日市市環境産業部産業振興課 TEL0829-30-9140

融資の種類	対象者	融資限度額	融資期間 (据置期間)	利率 (年) (保証付) ※保証料は信用保証協会所定の保険料率から20%の低減措置あり
一般融資	①市内に事務所、店舗又は工場を有しており、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。 ②市税を完納していること。	運転・設備 2,000万円 運転・設備 500万円 (一般融資と小口融資を併せて、1企業者につき2,000万円)	10年以内 (1年) 5年以内 (1年)	2.17%以内 ※1年以内2.07%以内 (1.67%以内 ※1年以内1.57%以内) 2.07%以内 ※1年以内1.97%以内 (1.57%以内 ※1年以内1.47%以内)

安芸高田市中小企業支援制度

<http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/syokukou/riti001/>

お問い合わせ先

安芸高田市産業振興部商工観光課 TEL0826-47-4024

融資の種類	対象	助成内容	上限金額	申請時期
安芸高田市企業立地奨励制度	市内に工場等を新設・増設する者のうち、事業者の基準 (業種・投下固定資産総額・新規雇用者数等) に適合するもの。	・企業立地奨励金 工場等が操業を開始した日以後において、当該工場等の事業に供している固定資産に対して新たに固定資産が課されることになった年度から起算して3年間の当該固定資産の額を助成する。 ・新規雇用奨励金 新規に雇用した常勤の従業員のうち、市内に住所を有するもの1人あたり12万円交付する。 ・施設整備奨励金 新設した工場等の施設整備に要した額の5%を助成。 ・土地取得奨励金 工場等を新設するために取得した土地の面積が5,000㎡を超えた場合に当該取得費の5%を助成。	1,500万円 600万円 500万円 1,000万円	工場等の新設等に着手する日の1ヶ月前まで

江田島市中小企業支援制度

<http://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/>

お問い合わせ先

江田島市産業部産業企画課 TEL0823-43-1641

制度の種類	対象者	助成要件	補助対象事業	補助率	上限等
江田島市商工業等振興資金補助金	市内に事業所を有する商工会の会員	商工会が窓口となって金融機関から借り入れた設備資金及び運転資金	借入額の1%以内 (限度額:設備資金30万円、運転資金15万円)		
江田島市がんばりすど応援事業	市内で起業、又は新分野への進出や地域特産品の開発及びブランド化等を推進する中小企業者、生産者、関連団体	起業支援補助 チャレンジ支援補助	(1)施設整備 (2)研修・経営指導 (3)販路拡大 (1)新商品開発等 (2)ブランド化推進 (3)販路拡大	1 / 2 10 / 10	上限:100万円 ※空き家等活用の上乗せがある場合は150万円 上限:50万円 ※対象経費を合算した合計額